

# 【阿久根市農業委員会委員募集要領】

## 1 募集人数 定 数 12人 (うち中立委員1人以上を含む。)

※ 中立委員とは、農業委員会の職務内容に関し、利害関係を有しない者  
(所有かつ耕作する農地は、30a未満の者に限る。)

## 2 月額報酬 会長 62,600円

会長代理 47,000円

委員 44,300円

※月額報酬以外に活動実績に応じた年額報酬が予算の範囲内で支給されます。

## 3 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)

## 4 職務内容

- (1) 農業委員会の総会(毎月開催)に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議を行い、併せて審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や「農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について関係行政機関等に対する意見」を決定し提出します。
- (3) 農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する活動を行います。
- (4) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席(年数回)します。
- (5) 農地利用最適化推進委員と連携して、農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を行います。
- (6) 農地に関わる利害や意見の対立などによる紛争があった場合、解決するため、和解の仲介に関する業務を行います。

(7) 農業者年金への加入促進及び全国農業新聞の普及業務を行います。

※ 農業委員は、活動内容を毎月記録し、阿久根市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

## 5 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進を積極的に進めていくことができる者。

ただし、次の各号に該当する者は、委員になることはできません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 市税等の滞納がある者
- (5) 法令等により兼職が禁止されている者、その他公務遂行上適当と認められない者

## 6 推薦及び応募に係る手続等

推薦及び応募の方法は、個人又は法人・団体からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法の3通りがあります。

- (1) 推薦書及び応募書の様式

個人による推薦	第1号様式 農業委員推薦書(個人用)
法人・団体による推薦	第2号様式 農業委員推薦書(法人等用)
本人による応募	第3号様式 農業委員応募届出書

- (2) 添付書類

ア 個人による推薦

- ・推薦をする者の追加用紙（個人用）（別紙1）
- ・農業委員候補者経歴書（別紙2）

- ・農業委員候補者の農業経営の状況（別紙3）
- ・農業委員候補者等の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙4）

イ 法人・団体による推薦及び本人による応募

- ・農業委員候補者経歴書（別紙2）
- ・農業委員候補者の農業経営の状況（別紙3）
- ・農業委員候補者等の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙4）

※必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

## 7 募集要項等の書類

- (1) 以下の窓口で入手できます。

阿久根市農政林務課、農業委員会事務局、三笠支所又は大川出張所でお受け取りいただけます。

- (2) 阿久根市ホームページからもダウンロードできます。

## 8 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで【必着】

## 9 推薦書等の提出方法

6(1)及び(2)の書類を、持参又は郵送により、阿久根市農政林務課まで提出してください。（電子メールやFAXでの提出は不可です。）

書類の受け取り及び持参にて提出される場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分としてください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

## 10 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間（2月中旬）と期間の終了後（3月上旬）に、提出された書類をもとに以下の内容を阿久根市ホームページにて公表します。

- (1) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員資格・その他組織の性格を明らかにする事項

- (2) 推薦者（個人の場合）の氏名、性別、年齢、職業
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、年齢、性別、職業、経歴、農業経営の状況、認定農業者に該当しているか否かの別
- (4) 推薦又は応募理由 ※ 要約して掲載
- (5) 農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が、農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数およびそのうちの認定農業者等の数

## 1 1 農業委員候補者の選考及び結果等

応募された方については、阿久根市農業委員会委員候補者選考委員会で審査し候補者の選考をいたします。

選定結果は、令和8年4月までに推薦者並びに被推薦者及び応募者全員へ書面で通知します。

その後、選考された候補者について阿久根市議会に議案として提出し、同意を得た後に阿久根市長が農業委員会委員として任命いたします。

（令和8年阿久根市議会第2回定例会（令和8年6月開会予定）～提案予定）

## 1 2 その他

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は兼任することはできませんが、候補者として両方に応募することはできます。

## 1 3 応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市農政林務課（電話）73-1142（直通）

## 1 4 職務内容に関する問い合わせ先

詳しい職務内容については、阿久根市農業委員会事務局までお問合せください。

阿久根市農業委員会事務局 (電話) 73-1249 (直通)